

議案第 4 号

平 20 建 築 指 導 第 429 号  
平成 20 年 (2008 年) 11 月 26 日

山口県都市計画審議会  
会 長 村 田 秀 一 様

山口県知事 二 井 関 成

## 周南都市計画区域内における特殊建築物の位置について (諮問)

周南都市計画区域内における特殊建築物 (産業廃棄物処理施設) の敷地の位置について、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 51 条ただし書きの規定により、貴会の意見を求めます。

記

### 特殊建築物 (産業廃棄物処理施設) の位置等の概要

#### 1 敷地の位置

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| (1) 地 名 地 番   | 下松市東海岸通り 13 番外 4 筆 |
| (2) 用 途 地 域   | 工業専用地域             |
| (3) 防 火 地 域   | 指定なし               |
| (4) その他の地域地区等 | 建築基準法第 22 条地域      |

- 2 申請者 下松市東海岸通り 18 番 1 株式会社リライフ
- 3 申請用途 産業廃棄物処理施設
- 4 敷地面積 17,924.26 m<sup>2</sup>
- 5 建築面積 2,946.92 m<sup>2</sup>
- 6 延べ面積 2,929.89 m<sup>2</sup>
- 7 建物概要 鉄骨造平屋建て他
- 8 処理能力 汚泥の脱水 : 304.32 m<sup>3</sup>/日
- 9 周囲の状況

周南工業地帯のうち下松市の工業専用地域に位置し、周囲は工場敷地として利用されています。

10 付議の理由

当該施設は、産業廃棄物となる汚泥を脱水処理する施設です。当該施設で脱水処理されたものは、セメント原料用汚泥として再資源化され、循環型社会の形成に資するものです。

この施設は、建築基準法第 51 条に規定する特殊建築物（産業廃棄物処理施設）に該当し、地方公共団体において設置するもの及び廃棄物処理計画、都市計画区域マスタープランに位置付けられたものではないことから、関係機関との協議により同条ただし書きの規定を適用しようとするものです。